【令和６年２月９日公布　令和６年三浦市条例第２号】

三浦市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（三浦市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　三浦市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三浦市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第243条の２の２第８項」を「第243条の２の８第８項」に改める。

（三浦市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　三浦市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年三浦市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第243条の２の２第８項」を「第243条の２の８第８項」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。